

その他の要項書 目次

令和6年4月1日 現在

- 2P 令和6年度 事業計画書
- 3P 令和6年度 事業計画書（収支計画）
- 4P 令和6年度 [見本]事業計画書（収支計画）
- 5P 令和6年度 東海市民体育館の利用上の注意
- 6P 令和6年度 東海市民体育館設備等損傷（減失）届出書

事業計画書

提出日: 令和 年 月 日

- 1 本事業計画書は、東海市民体育館のご利用許可審査に必要な書類とする。
(別途、必ず要項書、収支計画(詳細)、など、内容が分かる書類を添付する事。)
- 2 利用に伴い、「東海市民体育館の利用上の注意」及び各留意事項などの記載内容を遵守する事。
- 3 記載した事業計画書などの内容に虚偽が発覚した場合は、利用の取消若しくは追加料金を請求する。

①	大会(企画)名		種目			
②	目的(趣旨)					
③	主催(団体名・会社名など)		連絡先(電話番号)			
			() -			
	(〒 -)					
	住所:					
④	共催・協賛(団体名・会社名)		後援など(団体名・会社名)			
④	当日の利用責任者(ふりがな)		利用責任者連絡先(携帯電話番号)		役員人数	
			() -		人	
⑤	日程(期間)		入場時間		退出時間(予定)	
	20 年 月 日() ~ 20 年 月 日() まで		(:)		(:)	
⑥	参加人数(チーム数)	観客予定人数	参加費(個人・チーム)	保険加入	駐車場利用(予定)台数	
	人(チーム)	人	円	有・無	台	
⑦	利用場所					
	メインアリーナ ・ サブアリーナ ・ 剣道場 ・ 柔道場 ・ 弓道場 ・ 会議室 ・ 役員室					
⑧	収支計画(※ 詳細を別紙に記入すること。)			設定	入場料	特別仕様
	収入額	支出額	残金(利益)	①アマ ②その他 ③営利	有・無	① 減免 ② SC東海 ③ 特別
	円	円	円			

※ 記載された個人情報、内容の確認及び施設利用に伴う手続きを行う為に利用致します。

打合せ日時:	20 年 月 日()	【AM・PM】	:	~	担当
--------	-------------	---------	---	---	----

■ 打合せ時の確認事項(施設側記載)

体育館利用経歴	有・無	館内の張り紙など	有・無	搬入物(車乗り入れ等)	有・無
駐車場申請(元浜臨時)	未・済	駐輪場(体育館)	有・無	受付ブース設置	有・無
緊急時対応	有・無	警報発令(解除)	有・無	ロッカールーム使用	有・無
看板等使用(北・東)	有・無	応援幕掲示	有・無	ラインテープ使用	有・無
養生シート	有・無	応接室の使用	有・無	CD(テープ)音響使用	有・無
空調使用(有料・減免)	有・無	雨漏れ箇所状況	未・済	借用備品リスト提出	有・無
避難経路注意	未・済	忘れ物の保管	主・体	観覧席での注意	プ・ラ・荷
安全管理の注意	未・済	新生活様式の対応	未・済	敷地内全面禁煙	未・済
貴重品管理の注意	未・済	備品破損・紛失届	未・済	お弁当・販売品	有・無
時間外準備	有・無	減免申請書	有・無	要項書	有・無
(備考)					

令和6年4月1日～

事業計画書(収支計画)

大会名(催し物名)等:

開催日: 年 月 日

団体名(利用責任者)等:

1. 収入金額 円

2. 支出金額 円

3. 差引残額 円

(※ アマチュア ・ その他 ・ 営利 とします。)

1. 収入

(単位:円)

項目	予算額	内訳
協賛(共催)金収入		
観覧入場料収入		
参加料(会費・月謝)収入		
補助金・委託金		
その他収入		
合計		

2. 支出

(単位:円)

項目	予算額	内訳
施設利用料		
空調利用料		
ラインテープ代		
消耗品		
保険料		
その他		
役員報酬		
合計		

【備考】

事業計画書(収支計画)

大会名(催し物名)等: 第1回 バドミントン大会(ダブルス)

開催日: 令和 6年 9月 15日

団体名(利用責任者)等: チーム〇〇〇〇(〇〇 〇子)



1. 収入金額	300,000 円	
2. 支出金額	300,000 円	
3. 差引残額	0 円	⇒ 差引残額をどの様に処理するのか?確認します。 (※ アマチュア ・ その他 ・ 営利 とします。)

1. 収入

(単位:円)

項目	予算額	内訳
協賛(共催)金収入	0	
観覧入場料収入	0	観覧席入場:無料
参加料(会費・月謝)収入	300,000	参加料金:1,500円×200人
補助金・委託金	0	
その他収入	0	
合計	300,000	

2. 支出

(単位:円)

項目	予算額	内訳
施設利用料	20,540	メインアリーナ(午前・午後)、役員室(午前、午後)
空調利用料	115,980	メインアリーナ:19,330円×6時間
ラインテープ代	27,600	40mm×24本
消耗品	74,500	シャトル(AS-500)25ダース
保険料	10,240	スポーツ保険
その他	43,140	賞状・景品など
役員報酬	8,000	お弁当(1人:1,000円)×8人
合計	300,000	

1人分
103
580
138
373
51
1,244

この合計を必要経費と判断する。必要経費3倍以上の参加費は、入場料徴収と

低額と判断した場合は、営利と判断しない。(基準は収入額の2割まで)

【備考】

- ・ラインテープは、体育館で購入希望(40mm×24本)
- ・シャトルは、外部にて購入いたします。(25ダース)

東海市民体育館の利用上の注意

市民体育館を利用する者は、「東海市民体育館の設置及び管理に関する条例」「東海市民体育館管理規則」を理解し、管理者が定める「東海市民体育館の利用上の注意」などの各規定・留意事項及び取り決め等を遵守する事。

1 条例 第5条（利用の許可）

①市民体育館を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。※申請完了期間は厳守。尚、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

②指定管理者は、管理上必要があると認めるときは前項の許可に条件を付けることができる。

- ・ 大会、催し物の申請完了はご利用日の180日前から29日前までとします。（期間厳守）
- ・ 一般専用利用の申請完了はご利用日の28日前から10日前までとします。（期間厳守）
（ご利用にあたり、事前打合せ、事業計画等の提出など、ご準備を願う場合があります。）

尚、許可を受けた事項を変更する場合、変更内容（理由）を期間内に必ず書面にて提出し館長の許可を得ること。

2 条例 第8条（利用者の義務）

利用者は市民体育館の利用に際して、「東海市民体育館の設置及び管理に関する条例」及びこれに基づく教育委員会規則の規定並びに第5条第2項の規定により許可に付けられた条件に従わなければならない。

- ・ 申請者は利用前に、必ず「東海市民体育館利用承諾書」を受付に提示してください。
- ・ 申請者が、利用責任者となります。施設側の指示を利用者（参加者・観覧者）に周知徹底すること。
- ・ 利用時間は、準備・片付けを含む時間です。※ 利用時間を厳守すること。
- ・ 申請者は、違法駐車について、他の利用者並びに近隣住民の方にご迷惑なら無い様に指示・対応すること。
※ 原則として、申請者及び利用団体が、利用に必要な駐車場（駐輪場）を別途確保すること。
目安として、バス及び利用台数が100台以上駐車する場合は、臨時駐車場の確保をしてください。
（元浜公園臨時駐車場の申請は、大池公園管理事務所：052-603-4155が管轄となります。）
- ・ 所定の場所以外での飲食は禁止とします。（アリーナ・武道場内の飲食は禁止です。）
（尚、市民体育館、勤労センター敷地内の駐車場及び南側歩道は、全面禁煙となります。
また、正面玄関前のバス停付近に付きましても、煙や吸い殻の問題が発生しておりご配慮願います。）
- ・ 「立入禁止」の表示箇所等、危険な場所への進入は、厳禁とします。
- ・ 施設の利用に伴う一切のゴミ等は、利用者（申請者）が責任を持ってお持ち帰りください。
（利用後の備品の片付け及び清掃（フロアの汚れなど）、忘れ物の回収などは、主催側が責任を持って行うこと。）
- ・ 上履きと下履きの区別を徹底すること。（メイン観覧席のトイレは必ず下履きで使用する事。）
- ・ 利用時の靴や傘などの間違いや紛失につきましては、自己責任となります。予めご了承ください。

3 条例 第12条（利用料金の還付）

既納の利用料金は、還付しない。（但し、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付する事ができる。）

- ・ メインアリーナのルーバー（天井の遮光装置）が故障しております。予めご了承ください。
- ・ 雨天の場合、メインアリーナなどが雨漏れする場合があります。予めご了承ください。
- ・ 突然の故障などで、貸し出し備品などが利用できない場合があります。予めご了承ください。

4 条例 第13条（損害賠償）

利用者は、故意又は過失によって施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。（ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、その限りではない。）

- ・ 申請者は、万が一の事故・怪我、施設設備の破損などに備えてスポーツ保険等の加入を行ってください。
- ・ 加害者（利用責任者）は、「東海市民体育館設備等損傷（滅失）届出書」に、必要事項を記入し、市民体育館受付に提出するものとする。（東海市教育委員会スポーツ課に提出、精査し指示します。）
※ 体育館内で使用できるラインテープは、指定のラインテープとなります。

（現在の指定は、ADACHO 「ADRラインテープ」ADR-3など、となります。）

- ◆ 施設利用について、利用者は必ず職員の指示に従ってください。
- ◆ 提出書類などで、虚偽申請などが発覚した場合は、許可の取消し若しくは、利用料金が加算される場合があります。予めご了承ください。

※ 上記の項目について、遵守できない申請者及び団体等は、管理上支障があると判断し今後の利用を許可出来ない場合がございます。予めご了承ください。

東海市民体育館設備等損傷(滅失)届出書

年 月 日

東海市教育委員会 様

【届出者】

住所:

氏名: _____ 印

電話: () -

東海市民体育館の設備又は器具等を損傷(滅失)したので、東海市民体育館管理規則第10条の規定に基づき、届け出ます。

1. 損傷・滅失の日時	令和 年 月 日() 午前・午後 時 分
2. 損傷・滅失の箇所又は物件	
3. 損傷・滅失の内容及び程度	
4. 損傷・滅失の理由	

※ 賠償年月日	令和 年 月 日()
※ 指示方法	
※ 賠償方法	
※ 備考欄	

注意: ※印の箇所は、記入しないで下さい。